

# 一般社団法人日本飛行連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本飛行連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、航空に関する知識の普及及び技術の向上を促進し、もって民間航空の発展に寄与するとともに、航空機を使用して社会の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 航空に関する研究会、講演会等の開催
- (2) 機関紙その他航空に関する図書の刊行
- (3) 航空に関する調査の研究
- (4) 航空技術者の養成及び指導
- (5) 緊急の場合における航空機による無償の災害救助活動
- (6) その他目的達成のため必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うこととする。

## 第3章 連盟員

(構成)

第5条 この法人は、第3条の目的に賛同し、積極的にこれを推進しようとする意志を有する個人又は団体であつて、第7条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人の連盟員は次に掲げる正連盟員、準連盟員及び名誉連盟員とし、正連盟員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正連盟員 航空機乗員、若しくは航空機乗員であった者又はこの法人に協力する個人若しくは団体。なお正連盟員の数は15名を上限とする。
- (2) 準連盟員 未成年者その他正連盟員に準ずる個人若しくは団体
- (3) 名誉連盟員 この法人又は航空に特に功績のあった個人若しくは団体

(連盟員の資格の取得)

第7条 この法人の正連盟員の資格は、その加盟の申し込みにより、理事会の承認を経て連盟員名簿に登録されたときに取得する。

- 2 準連盟員の資格は、その加盟の申し込みにより、理事長の承認を経て連盟員名簿に登録されたときに取得する。
- 3 名誉連盟員の資格は、理事長の推薦により理事会の承認を経て連盟員名簿に登録されたときに取得する。
- 4 団体たる連盟員にあつては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を代行する者（以下「指定代表者」という。）1名を定め、理事長に届け出なければならない。
- 5 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正連盟員及び準連盟員は、総会において別に定める会費規程に従い、入会金及び会費を納めるものとする。

(任意脱退)

第9条 連盟員は、理事会において別に定める脱退届を提出することにより、任意にいつでも脱退することができる。

(除名)

第10条 連盟員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該連盟員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により連盟員を除名する場合は、当該連盟員に対し、当該総会の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

#### (資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、連盟員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 当該連盟員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 正連盟員全員が同意したとき。
- (3) 正連盟員が、第8条の会費を2年以上納めなかったとき。
- (4) 準連盟員が、第8条の会費を1年以上納めなかったとき。

#### (連盟員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 連盟員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する連盟員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 正連盟員については一般法人法上の社員としての地位を失う。
- 3 既に納めた入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

#### (総会の構成)

第13条 総会は、すべての正連盟員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 連盟員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正連盟員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正連盟員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、総会の日1週間前までに、正連盟員に対して招集の通知を発するものとする。ただし、一般法人法第38条第1項第3号(書面による議決権行使)または第4号(電磁的方法による議決権行使)に掲げる事項を定めた場合には、総会の2週間前までに招集の通知を発するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正連盟員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正連盟員の議決権の過半数を有する正連盟員が出席し、出席した当該正連盟員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正連盟員の半数以上であって、総正連盟員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正連盟員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正連盟員は、他の正連盟員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正連盟員又は代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事または正連盟員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正連盟員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を名誉会長とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正連盟員の中から選出するものとする。
- 3 理事長及び名誉会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 名誉会長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令

の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監事が当該提案について異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。



(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な使用人は理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は、理事長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、中澤愛一郎とする。

**附則**

この定款は、令和5年11月29日から施行する。